

副本

平成27年(行ウ)第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国(処分行政庁 外務大臣)

準備書面(3)

平成28年11月24日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

大津 由香

吉田 一作

野村 恒成

町田 穂高

菅谷 正道

岡田 悠季

宮野 理子

石川 真由美

高橋 潤

被告は、答弁書において請求の趣旨に対する答弁をしたところであるが、本件文書2については、外務大臣が平成28年10月14日付けで行政文書の開示請求に係る決定の変更を行い、同日原告に通知したことから（乙第14号証及び第15号証）、本準備書面において、改めて答弁した上で（後記第1）、本案前の答弁の理由（後記第2）について、従前の主張を補充する。また、本件文書1については、2016（平成28）年9月13日付け原告準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）に対し、必要な範囲で反論する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項のうち、本件文書2に係る訴えを却下する
- 2 請求の趣旨第1項のうち、本件文書1に係る請求を棄却する
- 3 請求の趣旨第2項の訴えを却下する
- 4 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の趣旨第1項のうち、本件文書2に係る訴えに対する本案前の答弁の理由

- 1 本件文書2については、平成28年10月14日付けで開示決定をしたこと
今般、日米両政府は、日米合同委員会の議事録は日米双方の合意がない限り公表されないことが日米両政府において確実に約束されていることを明らかにすることで、それ以外の日米合同委員会の議事録は日米双方の合意がない限り決して公表されないことを明確にする趣旨で、当該約束が記載されている本件文書2に限り、日米合同委員会議事録の公開について合意した（乙第16号証の1及び2、乙第17号証）。

外務大臣は、平成28年10月14日付けで、本件文書2を開示する旨の変

更決定を行い、同日付けで同通知を原告に送付した（乙第14号証及び第15号証）。

2 本件文書2を開示したことにより、請求の趣旨第1項のうち本件文書2の開示を求める訴えは、訴えの利益を失うに至ったこと

(1) 原告の請求の趣旨第1項に係る訴えは、本件文書1及び2の不開示決定の取消しを求めるものである（訴状第1・2ページ）。

(2) 前記1で述べたとおり、原告が開示を求めている文書のうち、本件文書2について、開示する旨の変更決定が行われ、原告に同通知が送付された。

したがって、原告の訴えのうち、本件文書2の不開示決定の取消しを求める部分は、その目的を失い、訴えの利益を失うに至ったといえる。

(3) 以上の次第で、請求の趣旨第1項のうち本件文書2の不開示決定の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法な訴えとして、却下されるべきである。したがって、原告準備書面(2)第3（18ページ）の求釈明に対しても釈明の要はない。

第3 原告準備書面(2)に対する反論（本件文書1について）

1 別件答申が「関連文書」のみから直接に判断したとの原告の前提は誤りであること

原告は、（本件答申は）²¹⁰「別件答申の『関連文書』が、同審査会が諮問庁（外務大臣）から不開示事由（情報公開法5条3号）の該当根拠として提示を受け、『昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ（る）』と判断した文書であることを認めている」（原告準備書面(2)第1の1(1)・3ページ）、
「本件文書1は別件答申における『関連文書』のうち別件答申が上記（引用者注：すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた）のように認定した文書である」（原告準備書面(2)第1の1(3)・4ペー

ジ)、(原告としても)「別件答申の記載から『すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる』文書が存在することしか分からなかったのである」(同)、「原告は、あくまでも別件答申が上記(引用者注:すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされている)認定をするにあたって直接に根拠とした記載部分に限定して請求対象としたかった」(同・4及び5ページ)等と主張していることから、別件答申が、特定の文書のみから直接に、「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされている」と判断したとの前提を取るようである。

しかしながら、被告準備書面(2)第2の3(2)(5ページ)で述べたとおり、本件答申は、別件答申において「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ」とされた(甲第4号証4ページ)のは、諮問庁からの関連文書の提示に加え、諮問庁の職員からの口頭説明の聴取において、日米合同委員会の議事録について、日米双方の合意がない限り公表されないとの共通の認識の下に厳格に取り扱われているとの説明があったことを踏まえてなされたものであり、昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の議事録の中に、全ての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実が分かる記載はないとの諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえず、他に本件文書1の存在をうかがわせる事情も認められないとしているのである(乙第10号証7ページ)。

したがって、別件答申においては、「関連文書」の全部ないし一部のみから上記判断がされたものではなく、同判断の内容は特定の文書の内容ではないというべきであり、原告の上記前提は誤りである。

- 2 本件開示請求書における記載が別件答申中の表現と類似であったとしても、外務大臣において、当該表現から個別の文書を特定することは不可能であること

また、原告は、「外務省としては同省に関連して同審査会が出した答申に当然留意して他の情報公開請求に対応すべき」(原告準備書面(2)第1の1(3)・4ページ)、(外務省は)「本件開示請求時点においても別件答申の存在を認識し、その内容を具体的に検討し得た」(同)から、「外務大臣は、本件開示請求書の本件文書1の記述が、別件答申の『昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる』との記述と同じものであると認識することができた」(同・5ページ)として、本件不開示決定1が不当であると主張する。

しかしながら、前記1で述べたとおり、別件答申の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」というのは外務省の職員からの口頭説明を含む諮問庁からの説明全体を踏まえた審査会による判断であって、特定の文書の内容ではないから、本件開示請求書における本件文書1の記載が別件答申中の表現と類似であったとしても、外務省において、同記載から個別の文書を特定することは不可能である。

3 以上のとおり、本件文書1についての原告の主張は、すべて前記1で述べた誤った前提に基づくものであって失当であり、本件不開示決定1は適法である。

以上

